

35201

山口県

下関市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員(人以上)			
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準(先進性であること等)」に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般:1億円以上 ② 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
①製造の事業、ソフトウェア業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700万円以上 ※旧豊田町並びに旧豊北町地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和4年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設し、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの	—	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2 【拡充型】 初年度 1/10 2年度 1/3 3年度 2/3	固定資産税 の一定割合	3年度間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備	—	課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税	3年度間

機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備、構築物、事業用家屋				
---	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下関市企業立地促進条例	H17.2 〔H31.3 改正〕	設備の新設・増設・更新・移転に対して ○業種及び投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産の取得及び賃借) ・製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、こん包業 5億円以上(中小企業 3,000 万円以上) ・植物工場、インターネット・データ・センター業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、医療に付帯するサービス業、その他の保健衛生、自然科学研究所 1 億円以上(中小企業 3,000 万円以上、又は 1,000 万円以上かつ新規雇用者が3人以上)	事業所設置奨励金 ○固定資産税に相当する額の 100/100 ただし、土地は家屋の1階床面積を 60/100 で除した面積を敷地面積で除して得た割合 ※3年度間 年 1 億円限度
		事業所設置奨励金の交付対象に対して ①事業所の操業等開始日前 12 月から開始日後6月までの間に雇用 ②下関市に居住する者 ③操業等開始日後の雇用期間が1年以上である者 ④雇用保険の被保険者である者	雇用奨励金 ○新規雇用者 ・正社員 30 万円/人 ・非正規社員 10 万円/人 ※1回限り 100 人限度
		設備の新設・増設・更新・移転に対して ①業種 情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業 ②新規雇用者数 5人以上 ③5年以上の操業	回線通信等奨励金 ○各月の回線通信料の 1/2 相当額 ○各月の賃貸借料(敷金、共益費、経費は除く)の 1/2 相当額 ※3 年間 年 2,000 万円限度
		回線通信料等奨励金の交付対象に対して ①事業所の操業開始日前 1 年から操業日後 2 年までの間に雇用 ※2年目及び3年目は、前年より従業員が 5 人以上増加した場合に限り交付 ②下関市に居住する者 ③操業等開始日後の雇用期間が1年以上である者 ④雇用保険の被保険者である者	雇用奨励金 ○新規雇用者 ・正社員 最大 65 万円/人 ・非正規社員 最大 30 万円/人 ※3年間 300 人限度

<p>下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱</p>	<p>R1.8</p>	<p>事業所の新設又は増設に対して</p> <p>①地域経済牽引事業計画を申請し、山口県の承認を受けた事業者</p> <p>②投下固定資産総額(土地・家屋・構築物の取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者 <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域 5,000 万円以上 過疎地域以外 2億円以上 ・中小企業者以外 <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域 2億5千万円以上 過疎地域以外 10 億円以上 <p>③新規雇用従業員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者 <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域 3人以上、又は過疎地域居住者を雇用する場合は2人以上 過疎地域以外 5人以上 ・中小企業者以外 <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域 6人以上、又は過疎地域居住者を雇用する場合は4人以上 過疎地域以外 10 人以上 	<p>地域経済牽引事業促進補助金</p> <p>○投下固定資産総額の5%</p> <p>※2億円限度</p> <p>※補助金の額が 1 億円を超える場合は、年 1 億円を限度して分割して交付</p>
<p>下関市中小企業事業資金融資要綱</p>	<p>H30.3</p>	<p>中小企業者のうち中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する者で市内に主たる事業所を有し、かつ同一事業を継続して一年以上営んでいる者で、工場用地に工場を設置しようとする者</p>	<p>大規模設備投資貸付</p> <p>○融資対象</p> <p>①工業用地の取得費用(ただし、取得後3年以内に工場の設置を行う場合に限る。)</p> <p>②工業用地に設置する工場の建設に要する費用</p> <p>○融資条件</p> <p>①限度額 1億円</p> <p>②利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間5年以内 年 1.8% ・期間5年超 年 2.0% <p>③期間 15 年(うち措置2年)</p> <p>④償還方法 分割又は一括</p> <p>⑤担保及び保証人</p> <p>取扱金融機関所定の方法</p>

35202

山口県

宇部市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員(人以上)			
③ 製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業 ④ 家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700万円以上 ※旧楠町地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和4年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業 2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税 の一定割合	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇部市事業所 設置奨励条例	H17.7(R2.4 改正)	○宇部新都市(テクノセンター用地に限る) 1.対象業種 ①製造業 ②情報通信業 ③郵便業 ④物品賃貸業 ⑤学術研究、専門・技術サービス業 ⑥生活関連サービス業 ⑦教育、学術支援業 ⑧医療、福祉 ⑨サービス業(他に分類されないもの) 2.対象者	設置奨励金 ○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付 ○上限なし 雇用奨励金 ○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合 正社員:50万円/人 非正社員:20万円/人

		<p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合(新設)</p> <p>②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合(増設)</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合(移転)</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p> <p>用地取得奨励金</p> <p>○3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に 80%(県・市合わせて)を乗じた額を交付</p>
		<p>従業員住宅新設奨励金</p> <p>○操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付</p> <p>○上限なし</p>	
		<p>○宇部臨空頭脳パーク</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業</p> <p>②電気・ガス・熱供給・水道業</p> <p>③情報通信業</p> <p>④郵便業</p> <p>⑤物品賃貸業</p> <p>⑥学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>⑦生活関連サービス業</p> <p>⑧教育、学習支援業</p> <p>⑨医療、福祉</p> <p>⑩サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合(新設)</p> <p>②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合(増設)</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合(移転)</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>設置奨励金</p> <p>○事業者が事業所の操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p> <p>○上限なし</p>
		<p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合</p> <p>正社員:50 万円/人</p> <p>非正社員:20 万円/人</p> <p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p>	
		<p>用地取得奨励金</p> <p>○3年以内に事業所を設置し及び操業開始し、かつ土地代を完納した場合に、取得金額に 10%を乗じた額を交付</p>	
		<p>従業員住宅新設奨励金</p> <p>○操業開始日前1年から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設した場合、その住宅に係る固定資産税相当額を3年度間交付</p> <p>○上限なし</p>	
		<p>○準工業地域(宇部臨空頭脳パーク及び宇部新都市(テクノセンター用地に限る)を除</p>	<p>設置奨励金</p> <p>○事業者が事業所の操業を開始した日以</p>

		<p>く)、工業地域(宇部テクノパーク、山ロテクノパーク、神元工業団地及び第二神元団地を除く)および工業専用地域</p> <p>1.対象業種</p> <p>①製造業</p> <p>②電気・ガス・熱供給・水道業</p> <p>③情報通信業</p> <p>④運輸業、郵便業</p> <p>⑤物品賃貸業</p> <p>⑥学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>⑦生活関連サービス業</p> <p>⑧教育、学習支援業</p> <p>⑨医療、福祉</p> <p>⑩サービス業(他に分類されないもの)</p> <p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が当地域に事業所を新設する場合(新設)</p> <p>②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ当地域に事業所を新設する場合(増設)</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して当地域に事業所を新設する場合(移転)</p> <p>3.投下固定資産総額 3億円以上 (中小企業 5,000 万円以上)</p>	<p>後、最初に固定資産税が賦課される当該事業所の固定資産税について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税相当額(土地、家屋、償却資産の計)を交付</p> <p>○上限なし</p> <hr/> <p>雇用奨励金</p> <p>○市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合</p> <p>正社員:50 万円/人</p> <p>非正社員:20 万円/人</p> <p>○上限 500 人(中小企業 200 人)</p>
<p>宇部市事業所設置資金融資要綱</p>	<p>H17.7 (H19.4 改正)</p>	<p>1.対象地域</p> <p>①宇部臨空頭脳パーク</p> <p>②宇部新都市</p> <p>③準工業地域(宇部臨空頭脳パーク及び宇部新都市(テクノセンター用地に限る)を除く)、工業地域(宇部テクノパーク、山ロテクノパーク、神元工業団地及び第二神元団地を除く)および工業専用地域</p> <p>2.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が対象地域に事業所を新設する場合(新設)</p>	<p>事業所設置資金融資</p> <p>○事業所の設置に必要な費用のうち、土地、建物及び償却資産の取得に要する費用</p> <p>※土地取得費については、当該土地の取得後1年以内に事業所の設置に着手すること</p> <p>事業所設置資金融資</p> <p>①融資限度額 1億円</p> <p>②融資利率 年 1.9%</p> <p>③融資期間 12 年</p>

		<p>②宇部市に事業所を有する者が、当該事業所の事業活動を継続し、かつ対象地域に事業所を新設する場合(増設)</p> <p>③本市に事業所を有する者が事業拡大のため、既存の事業所の全部を閉鎖して対象地域に事業所を新設する場合(移転)</p> <p>3.市税の滞納がない者及び銀行取引停止処分を受けていない者</p>	<p>(うち据置期間2年)</p> <p>④償還方法 原則、月賦償還</p> <p>⑤担保及び保証人 取扱金融機関所定の方法</p> <p>⑥取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫、 商工組合中央金庫</p>
宇部市ICT企業立地促進補助金交付要綱	H29.5 (R2.4 改正)	<p>1.対象地域 全市域</p> <p>2.対象業種</p> <p>①ソフトウェア業</p> <p>②情報処理・提供サービス業</p> <p>③インターネット付随サービス業</p> <p>④その他市長が特に適当と認める業種</p> <p>3.対象者 以下の要件を全て満たす者</p> <p>①市外事業者が、ICT(情報通信技術)を駆使してシステム開発やシステムの運用管理等を行う事業所を市内に開設する場合(新設)</p> <p>②法人等としてすでに1年以上の事業活動実績があること</p> <p>③事業所の従業員のうち、ICT技術者を2名以上配置すること(うち、1名以上は本市に住所を有する者を開設日前後90日以内に新規に常時雇用すること)</p> <p>④国・県その他の公的機関又は本市から他の同種の補助金等の交付を受ける事業でないこと</p> <p>⑤風営法第2条に定める業種、公序良俗に反する事業、宗教的施設として活用する事業でないこと</p> <p>⑥市税の滞納がないこと</p>	<p>○補助率及び補助金額 雇用保険の被保険者資格のあるICT技術者を新規に雇用した場合、補助対象経費の合計額の2/3以内で1人当たり限度額25万円を補助</p> <p>○対象経費 新規雇用したICT技術者に対する研修費用に要した額を補助 (研修期間中の人件費、外部講師の謝金・旅費、外部研修受講料、研修委託料、会場等使用料など)</p>
宇部市情報・通信産業等立地促進補助金交付要綱	H19.4 (H30.10改正)	<p>1.対象地域 全市域</p> <p>2.対象業種</p> <p>①ソフトウェア業</p> <p>②情報処理サービス業</p> <p>③情報提供サービス業</p> <p>④インターネット付随サービス業</p> <p>⑤コールセンター業</p> <p>⑥広告代理業</p> <p>⑦デザイン業</p> <p>⑧自然科学研究所</p> <p>⑨デジタルコンテンツ業</p> <p>⑩事務処理サービス事業</p> <p>3.対象者</p> <p>①宇部市に事業所を有しない者が、新たに市内に事務所を設置する場合(新設)</p> <p>②法人等としてすでに3年以上の事業活動実</p>	<p>○通信回線使用料及び賃借料に係る経費 通信回線使用料及び賃借料の1/2以内(上限2,000万円)</p> <p>○新規雇用従業員に要する経費 市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用し1年以上継続雇用した場合、30万円/人(上限3,000万円)</p> <p>※補助対象期間:操業開始後3年間</p>

		<p>績があること</p> <p>③市内の住民を5人以上常時使用する従業員として新規雇用した場合</p> <p>④市税等の滞納がないこと</p> <p>⑤事業所の開設において本市の他の条例、規則及び要綱等による補助金等を受けていないこと</p>	
宇部市まちなかオフィス立地促進補助金交付要綱	R2.5	<p>1.対象地域 中心市街地(重点地区は加算あり)</p> <p>2.対象業種 全業種</p> <p>3.対象者</p> <p>①法人の所在地が市外にあること</p> <p>②本市にオフィスを有していないこと</p> <p>③法人として既に1年以上の事業の活動実績があること</p> <p>④中心市街地にある物件を賃借してオフィスを開設すること</p> <p>⑤オフィスの常用従業員のうち、1名は本市に住所がある者を開設日前後90日以内に新規雇用すること</p> <p>⑥風営法第2条に定める業種又は倉庫、工場若しくは物販のみとしての活用、不特定多数の個人を相手に主にオフィスでサービスを提供する事業、公序良俗に反する事業若しくは宗教的施設として活用する事業でないこと。</p> <p>⑦宇部市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団と密接な関係を有する者でないこと</p> <p>⑧市税の滞納がないこと</p>	<p>○家賃支援補助金 オフィスの賃借に要した月額経費×1/2(ICT企業は、2/3)×対象月数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限月額10万円、重点地区は上限月額20万円 ・対象期間3年間、重点地区にICT企業が立地する場合は5年間 <p>○通信回線使用料補助金 オフィスの通信回線の使用に要した経費×2/3×対象月数</p> <p>※ICT企業が立地する場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限月額5万円 ・対象期間3年間、重点地区にICT企業が立地する場合は5年間 <p>○雇用奨励補助金 オフィスの開設日前後90日以内に本市に住所を有する者又は本市に住所を移した既従従業員を1年以上継続雇用した場合、1人につき20万円を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限額100万円、重点地区は上限額200万円 <p>○施設整備補助金 オフィスの開設に必要な改修工事や償却資産の取得等に要した経費×1/2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限額オフィス賃借床面積1㎡あたり5万円かつ最大125万円、重点地区は最大250万円 ・ICT企業は上限額オフィス賃借床面積1㎡あたり5万円かつ最大250万円、重点地区にICT企業が立地する場合は最大500万円 <p>○出張旅費補助金 オフィスの開設後一年以内に行った本市への出張に要した出発地から本市までの交通費のうち、公共交通機関を利用した実費額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限額1人当たり3万円 ※1回の出張につき2人までが助成対象、出張は最大4回まで)
宇部市サテライトオフィス等視察費用助成金交付要綱	H30.4 (R1.10改正)	<p>1.対象地域 中心市街地及び産業団地(宇部新都市(テクノセンター用地の区域内に限る。)、宇部臨空頭脳パーク)</p> <p>2.対象業種</p> <p>①製造業</p>	<p>○対象経費 出発地(国内に限る。)から本市までの交通費のうち、公共交通機関(タクシーを除く。)を利用した際の費用。</p> <p>○助成金額</p>

	<p>②情報通信業 ③学術研究業 ④専門・技術サービス業 ⑤サービス業 (他に分類されないもの)</p> <p>3.対象者 ①法人として1年以上の事業活動実績があること ②国・県その他の公的機関又は本市から他の同種の補助金等の交付を受ける事業でないこと ③風営法第2条に定める業種、公序良俗に反する事業、宗教的施設として活用する事業でないこと</p>	<p>限度額1人当たり3万円(1回の視察につき3人までが助成対象)</p>
--	--	---------------------------------------

35203

山口県

山口市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ⑤ 一般:1億円以上 ⑥ 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和6年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100	固定資産税の一定割合	3年度間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備	—	課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山 口 市 企 業 立 地 促 進 条 例	H19.9 (H29.12 改正)	○各奨励金(立地・雇用・基盤整備)共通要件	○立地奨励金
		<p>1 山口テクノパークに立地するもの(規則第7条)</p> <p>①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上</p> <p>②情報サービス業、学術・研究開発機関 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上</p> <p>2 工業地域、産業を集積する地域として市長が指定する地域(規則第7条)</p> <p>①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上</p> <p>②情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・研究開発機関、道路貨物運送業、倉庫業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業、物品賃貸業(小分類:自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業を除く)、学術・研究開発機関 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上</p> <p>3 小郡インター流通団地及びその他全市域(規則第7条)</p> <p>①製造業 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 10人以上</p> <p>②情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・研究開発機関、道路貨物運送業、倉庫業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業及びその他の卸売業、物品賃貸業(小分類:自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業を除く)、耕種農業のうち植物工場 …投下固定資産総額 5千万円以上 …常時勤務する従業者数 5人以上</p>	<p>◇固定資産税相当額を3年間交付 (投下固定資産総額が10億円以上の場合は5年間)</p> <p>◇限度額なし</p> <p>○雇用奨励金</p> <p>◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規学卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき15万円</p> <p>◇限度額なし</p> <p>○基盤整備奨励金</p> <p>◇事業を開始した日の前後それぞれ6ヶ月の間に規制で定める基盤整備に要した費用の1/2</p> <p>◇限度額 2,000万円</p>
		○重点立地促進分野(規則第3条)	○立地奨励金

	<p>1 対象地域 全市域</p> <p>2 対象業種 成長が見込まれる産業分野のうち、地域経済の活性化への寄与及び市内事業者の技術又は地域資源の活用が期待できるもので、規則で定めるもの</p> <p>◇次世代自動車 ◇次世代住宅 ◇健康・食品 ◇医薬品・医療機器</p> <p>3 規模要件 上記「各奨励金(立地・雇用・基盤整備)共通要件」1～4に準ずる</p> <p>※但し、研究開発施設の場合 …投下固定資産総額 1千万円以上 …常時勤務する従業者数 3人以上(うち1人は研究者であることが必要)</p>	<p>◇固定資産税相当額を5年間交付 (投下固定資産総額が10億円以上の場合は7年間)</p> <p>◇限度額なし</p> <p>○雇用奨励金 ◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規学卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき15万円</p> <p>◇研究開発施設に従事する研究者1人につき100万円</p> <p>◇限度額なし</p> <p>○基盤整備奨励金 ◇事業を開始した日の前後それぞれ6ヶ月の間に規制で定める基盤整備に要した費用の1/2</p> <p>◇限度額2,000万円</p>
	<p>○企業用地取得補助金 山口テクノパーク、工業地域、産業を集積する地域として市長が指定する地域</p> <p>①立地奨励金等の要件に同じ ②土地の取得後2年以内に事業所の建設に着手する、又は3年以内に事業を開始すること ③1回に取得する土地の面積が2,000㎡以上であること</p>	<p>○企業用地取得補助金 ①山口テクノパーク ◇事業所の設置に伴い取得した土地の、適正な取得価格に40/100を乗じて得た額</p> <p>◇限度額なし ②工業地域、産業を集積する地域として市長が指定する地域 ◇事業所の設置に伴い取得した土地の、適正な取得価格に20/100</p>

			<p>を乗じて得た額又は固定資産評価額に 30/100 を乗じて得た額のいずれか低い額</p> <p>◇限度額なし</p>
	<p>○情報関連産業(コールセンター等)向け補助金要件</p> <p>1 対象地域(規則第6条第3項)</p> <p>全市域</p> <p>2 対象業種(規則第7条)</p> <p>ソフトウェア業、インターネット附随サービス業、自然科学研究所、情報処理サービス業、情報提供サービス業(他の業種でこれに準ずる情報通信業務を行う部門を含む)、コールセンター業、デジタルコンテンツ業</p> <p>3 規模要件</p> <p>① …投下固定資産総額 なし</p> <p>…新規雇用従業員数 5人以上</p> <p>② …投下固定資産総額 3千万以上</p> <p>…新規雇用従業員数 30人以上</p> <p>※立地、雇用及び基盤整備奨励金並びに企業用地取得補助金と、情報関連業等支援補助金及び情報関連産業等雇用促進補助金とを重複して交付することはできない</p>	<p>○情報関連産業等支援補助金</p> <p>◇操業開始から3年間における回線通信料の 1/2 の額と事業所賃借料の 1/2 の額及び研修費の 1/2 の額の合計</p> <p>◇2千万円/年(6千万円/3年)限度</p> <p>ただし、投下固定資産総額が3千万円以上、新規雇用従業員数が 30 人以上の場合、5千万円/年(1億5千万円/3年)限度。</p> <p>○情報関連産業等雇用促進補助金</p> <p>◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規学卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき30万円</p> <p>◇限度額なし</p>	
	<p>○本社機能等の移転・拡充を行う事業者向け補助金要件</p> <p>「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成し、県の認定を受けた事業者</p> <p>【県の認定要件】</p> <p>② 資額 なし(特定業務施設の整備は必要)</p> <p>②従業員数 5人以上(中小企業は2人以上)増加</p>	<p>○立地奨励金の交付</p> <p>◇固定資産税相当額を3年間交付</p> <p>(投下固定資産総額が10億円以上の場合5年間)</p> <p>◇限度額なし</p>	

		<p>※移転型の場合、増加させる従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であることが必要。</p> <p>③対象業種 全業種(風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する業種を除く)</p> <p>④対象地域 地方活力向上地域</p>	<p>○固定資産税の不均一課税の適用</p> <p>◇設備取得価額が 3,800 万円以上(中小企業は 1,900 万円以上)の場合、移転型は1年目 0.01% (99%軽減)、2年目 0.35% (75%軽減)、3年目 0.7% (50%軽減)、拡充型は1年目 0.01% (99%軽減)、2年目 0.46% (67%軽減)、3年目 0.93% (34%軽減)</p> <p>○雇用奨励金の交付</p> <p>◇設置された事業所の新規雇用従業員で、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後5年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち常用従業員1人につき40万円(新規学卒者の場合50万円)、当該事業所の事業を開始した日の前2年又は後1年の間に雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民のうち短時間従業員1人につき15万円</p> <p>◇限度額なし</p>
--	--	---	---

35204

山口県

萩市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
⑦ 製造業 農林水産物等販売業、旅館業 ② 家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ② 一般:1億円以上 ③ 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和2年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの	新規雇用5 (中小企業2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100	固定資産税 の一定割合	3年度間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備	—	課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間

機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア				
--	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
萩市製造の事業雇用奨励金交付要綱	H18.7	①新設又は増設の製造業 ②操業開始後経済活動 5年以上 ③操業開始時新規雇用従業員 10人以上 ④減価償却資産の取得価額 2,700万円超 ⑤市税等を完納していること ※新規雇用従業員 ・市内に住所を有し、その雇用期間が雇用された日以後1年以上の者 ・雇用保険法の被保険者になっているもの	雇用奨励金 ○新規雇用従業員1人につき 20万円 ※30人を限度
萩市企業立地促進奨励金交付要綱	H20.6	○企業立地促進奨励金 ①新設又は増設の製造業 ②建物及び事業用設備に係る固定資産投資額が1億円以上であること ③用地取得の日から3年以内に操業開始すること ④操業開始時新規雇用従業員5人以上であること ⑤市税等を完納していること ※新規雇用従業員 ・市内に住所を有し、その雇用期間が雇用された日以後1年以上の者 ・雇用保険法の被保険者になっている者	企業立地促進奨励金 ○建物及び事業用設備に係る固定資産投資額に 5/100 を乗じて得た額 ○限度額 1億円

35206

山口県

防府市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員(人以上)			
<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和4年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの</p>	<p>新規雇用5 (中小企業2)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100</p>	<p>固定資産税の 一定割合</p>	<p>3年度間</p>
<p>生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備、構築物、事業用家屋</p>	<p>—</p>	<p>課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)</p>	<p>固定資産税 (償却資産が対象)</p>	<p>3年度間</p>
<p>山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合</p> <p>(土地・建物等の取得合計額)</p> <p>① 一般:1億円以上 ② 農林漁業関連:5,000万円以上</p>	<p>—</p>	<p>課税免除 (地域未来投資促進法)</p>	<p>固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)</p>	<p>3年度間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
防府市工場等設置奨励条例	S61.3 〔R2.3 改正〕	①準工業地域、工業地域、工業専用地域、防府市開発行為等の許可の基準に関する条例に定めるイ・ロの区域に工場等を新設・増設・移転する製造業 ②投下固定資産総額3億円以上 (中小企業は5,000万円以上) ③雇用 ・新設、増設の場合は、対象期間内に新たに雇用された常勤従業員が5人(中小企業は2人)以上 ・移転の場合は、操業開始時に常勤従業員が10人(中小企業は5人)以上 ④1,000㎡以上の土地を新たに取得又は定期賃借していること	工場等設置奨励金 ○新設・増設・移転 ・固定資産税相当額(家屋・償却資産)を3年度間
			雇用奨励金 ○雇用奨励金の対象となる常勤従業員(操業開始後最大3年後までの期間に新たに雇用又は配属された者)1人につき40万円(常勤従業員が新卒者に該当する場合は50万円)
防府市工場等設置資金融資規則	S61.3 〔H28.3 改正〕	防府市工場等設置奨励条例第8条第2項に規定する指定事業者で、 ①税を滞納していない者 ②銀行取引停止処分を受けていない者	工場等設置資金融資 ○融資条件 ①限度額 3億円 ②利率 年 6.3%以内 ③期間 15年(据置2年)以内 ④償還方法 原則月賦償還 ⑤担保及び保証人 取扱金融機関所定の方法 ○融資対象費用 ・投下固定資産総額の2/3以内
防府市事業所等設置奨励条例	H13.3 〔H28.3 改正〕	①商業地域に事業所を新設・増設・移転する事業者 ②投下固定資産総額1億円以上 (中小企業は2,000万円以上) ③新規雇用 5人以上 (中小企業2人以上)	事業所等設置奨励金 ○新設・増設 ・固定資産税相当額(3年度間) ○移転 ・固定資産税相当額の50%(3年度間) ※いずれも3年度間の合計額は1億円を限度
			雇用奨励金 ○雇用奨励金の対象となる常勤従業員1人につき40万円(常勤従業員が新卒に該当する場合は50万円)

35207

山口県

下松市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和4年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの</p>	<p>新規雇用5 (中小企業2)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100</p>	<p>固定資産税の一定割合</p>	<p>3年度間</p>
<p>山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合</p> <p>(土地・建物等の取得合計額) 1億円以上(ただし、農林漁業関連は5,000万円以上)</p>	<p>—</p>	<p>課税免除</p>	<p>固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)</p>	<p>3年度間</p>
<p>生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小事業者等であって、一定の要件を満たす対象設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、事業用家屋、構築物</p>	<p>—</p>	<p>課税標準ゼロ</p>	<p>固定資産税 (償却資産が対象)</p>	<p>3年度間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下松市工場等誘致 奨励条例	H14.12 〔H29.12 改正〕	1.対象業種 ①製造業 ②道路貨物運送業 2.工場等の設置の定義 工場等の新設又は増設 3.指定基準 ①投下固定資産総額 大 企 業 2億円以上 中小企業 3,000 万円以上 ②増加従業員数 大 企 業 5人以上 中小企業 2人以上 (操業開始日1年前の日の従業員数か ら増加していること)	工場等設置奨励金 ○家屋と償却資産にかかる固定資産税相当 額を3年度間 ○限度額 1億円(3年度間) 雇用奨励金 ○下松市に住所を有する者を新規雇用従業 員として1年以上雇用した場合、1人につき 30万円を1回に限り交付 ○新規雇用従業員が障害者の場合は、1人 につき40万円を3年度間交付 ○対象人数は各年度の従業員増加人数と新 規雇用従業員数を比較し、いずれか少な い人数 ○限度額 2,000万円(3年度間)

35208

山口県

岩国市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第 24 条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ⑧ 一般:1 億円以上 ⑨ 農林漁業関連:5,000 万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 4 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降 2 年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業 2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100	固定資産税の 一定割合	3年度間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備、事業用家屋、構築物	—	課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岩国市企業誘致等促進条例	H20.4.1 〔H30.4 改正〕	<p>①製造業、運輸業、郵便業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 5億円以上 (中小企業 2,000万円以上) ・増加雇用従業員 10人以上 (中小企業 5人以上) <p>②製造業(植物工場)、情報通信業、卸売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業(映画館、スポーツ施設提供業)、機械等修理業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 1億円以上 (中小企業 2,000万円以上) ・増加雇用従業員 5人以上 (中小企業 2人以上) <p>※投下固定資産額、増加雇用従業員要件について、新規創業者及び岩国空港に関連する事業所を賃借する場合は免除</p> <p>③岩国空港に関連する事業所</p> <p>はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、航空運輸業、その他市長が適当と認める業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 3億円以上 (中小企業 1,000万円以上) ・増加常用従業員 5人以上 (中小企業 3人以上) 	<p>事業所等設置奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税相当分及び都市計画税相当分を3年度間 ○店舗等賃借料分 ・岩国空港に関連する事業所を借りるもの ・月額1/2を3年間 ・事務機器等賃料の月額1/2を3年間 ・各年度150万円を限度
		<p>○雇用奨励金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業開始日の前後それぞれ1年間のうちに雇用した常用従業員であること 2 雇用期間が1年以上継続しており、現に就労していること 3 岩国市に1年以上継続して住所を有しており、現に居住していること 4 指定事業者(法人の場合にあつては、当該法人の代表者)の親族等でないこと 	<p>○雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の設置に伴って新たに雇用した従業員1人につき50万円 ・新卒者(卒業後3年間)を雇用した場合1人につき60万円 ・障害者を雇用した場合10万円加算し、3年間交付

35210

山口県

光市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和2年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの</p>	<p>新規雇用 5 (中小企業2)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100</p>	<p>固定資産税の 一定割合</p>	<p>3年度間</p>
<p>生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア 建物、構築物</p>	<p>—</p>	<p>課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)</p>	<p>固定資産税</p>	<p>3年度間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
光市事業所設置奨励条例	H19.3	<p>①製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業</p> <p>②投下固定資産総額 2億円以上</p>	<p>事業所設置奨励金</p> <p>○新設、増設または移設した事業所について、事業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課された年度から3年度間各年度の対象</p>

		<p>(中小企業者 2,000 万円以上) (小規模企業者 1,000 万円以上) ※中小企業者に限り、事業を営むために中古施設を取得し、又は賃借した場合も対象とする</p>	<p>資産に係る固定資産税額に相当する額 ※各年度につき1億円を上限額とする。新設に伴い市内に居住する従業員数が10人以上増加するときは、1億5,000万円を上限額とする</p>
		<p>○事業所設置奨励金該当者で、かつ新規に常用従業員を10人以上雇用 (中小企業者 3人以上) (小規模企業者 1人以上)</p>	<p>雇用奨励金 ○事業を開始した日の属する年度の4月1日から事業を開始した日以後3年を経過する日までに新規常用従業員として雇用を開始した市内居住者1人につき20万円(対象者が高校の新卒者であるときは、30万円)。この場合において、対象者は1年以上継続して雇用しなければならないものとし、奨励措置は対象者1人につき1回限り</p>

35211

山口県

長門市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員(人以上)			
①製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長門市企業立地促進条例	H27.9 (R1.6改正)	<p>市内において新增設を行なう事業所で、次のいずれにも該当すること</p> <p>⑩ 投下固定資産総額が1億円(中小企業者にあつては5,000万円、市内中小企業者にあつては3,000万円)以上であること</p> <p>⑪ 新たに増員する雇用者のうち市内に住所を有する者が5人(中小企業者にあつては3人)以上であること</p> <p>⑫ 市税(料)の滞納がないこと</p> <p>【対象となる業種】 製造業、情報サービス業、インターネット付属サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、学術・開発研究機関、デザイン業、広告業、旅館・ホテル業、コールセンター業</p>	<p>企業立地奨励金の交付</p> <p>④ 投下固定資産総額の対象となった固定資産のうち、規則で定めるものに係る固定資産税の額に相当する額</p> <p>⑤ 事業所の事業開始日以降最初に当該事業所に係る固定資産税が賦課された年度から3年間</p> <p>⑥ ただし、長門市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例、長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例、長門市税条例に規定する生産性向上特別措置法の課税の特例の規定による固定資産税の課税免除を受けることが出来る場合にあつては、固定資産税課税免除の最終年度の翌年度から3年度間の期間</p> <p>⑦ 3年度間の奨励金の合計額が1億円を超えるときは1億円を限度とする</p> <p>⑧ 事業に関連する施設とは、事務所、倉庫、及び従業員寮をいう</p>

35212

山口県

柳井市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
製造の事業又は旅館業(下宿営業を除く)、 情報サービス業等、農林水産物等販売業の 用に供する設備を構成する家屋及び償却 資産取得価額で合計額が500万円を超える もの(製造業と旅館業については資本金が 1,000万円超5,000万円以下の法人の場合 は1,000万円、5,000万円超の法人の場合 は2,000万円)	—	不均一課税 (半島振興法) 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税の 一定割合	3年度間
山口県及び県内全市町で策定した基本計 画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業 計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事 業計画が「地域未来投資促進法第24条に 基づく主務大臣が定める基準」(先進性であ ること等)に適合することにつき国の確認を受 けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ⑬ 一般:1億円以上 ⑭ 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投資 促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構 築物が対象)	3年度間
⑨ 製造の事業、農林水産物等、販売業、 旅館業 ⑩ 家屋、償却資産、土地の取得 2,700万円以上 ※旧大島町地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画 に規定する地方活力向上地域内において、 令和4年3月31日までの間に、特定業務 施設整備計画の認定を受けた事業者で、認 定を受けた日からその翌日以降2年を経過 するまでの間に特別償却設備を新設、又は 増設した場合	新規雇用 5 (中小企業 2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/10 0 3年度 0.7/100 【拡充型】	固定資産税の 一定割合	3年度間

※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの		初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100		
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備	—	課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
柳井市企業立地促進条例	H17.2	<p>○事業所設置奨励金・雇用奨励金</p> <p>1 特定事業所 (第1)</p> <p>①製造業 ②飲食業・宿泊業のうち「旅館、ホテル、簡易宿所」 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業</p> <p>(第2)</p> <p>①運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送業、倉庫業、冷蔵倉庫業、こん包業」 ②卸売業、小売業 ③教育、学習支援業のうち「高等学校、中等教育学校、高等教育機関、特殊教育諸学校、専修学校、各種学校」 ④学術研究、専門・技術サービス</p> <p>2 事業所の設置(第1、第2共通)</p> <p>①市外企業が市内へ事業所を新設すること ②市内企業が事業規模の拡大・業種展開を目的に事業所を新增設すること ③(第2)での指定は、市内に本社(個人</p>	<p>●事業所設置奨励金 (第1)</p> <p>◇投下資金に係る固定資産税に相当する額 ※半島振興法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の適用が受けられる場合は、同条例による申請をしていること また、不均一課税による課税免除額を控除した額を上限とする</p> <p>(第2)</p> <p>◇投下固定資産総額の100分の5 ◇4,000万円を超えるときは、翌年度以降分割して交付</p> <p>●雇用奨励金(第1、第2共通)</p> <p>◇市内在住の新規雇用者1人につき40万円(新卒者は50万円)を交付(1回のみ) ※雇用開始日が事業開始日以後1年の間であること ※雇用開始日から継続して1年以上雇用されていること</p> <p>●用地取得奨励金 (第1、第2共通)</p>

		<p>にあつては、本市に住所を有する者)を有するものに限る。</p> <p>3 投下固定資産額(第1、第2共通) 総額1億円(中小企業5千万円)以上、かつ建物及び償却資産の合計5千万円(中小企業2千万円)以上</p> <p>4 その他(第1、第2共通) 固定資産税を完納していること</p>	<p>◇土地の取得額等の100分の30を交付(1回のみ)</p> <p>※土地の面積が3,000㎡(中小企業1,000㎡)以上であること</p> <p>※土地の取得日が平成29年7月1日以降であること</p>
柳井市IT・サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱	H30.9	<p>(第1)情報通信産業等 日本標準産業分類表(平成25年総務省告示第405号)に掲げるソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、広告代理業、デザイン業及び自然科学研究所並びにデジタルコンテンツ業(デジタル技術を活用して、コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項に規定するコンテンツをいう。)を制作する事業)及び事務処理センター事業(コンピューターと通信回線を利用して集約的に顧客サービス等を行う業務のうち、主として事務処理に係る業務を行う事業)</p> <p>(第2)サテライトオフィス 次のアからカのいずれかに該当する業務を主として行う事務所をいう。 ア 本社機能の一部(総務部門等)を行う業務 イ 情報等システムの開発・運営・管理、プログラム等を行う業務 ウ 各種設計、デザイン、編集等を行う業務 エ インターネットを活用した業務(eビジネス、eラーニング等) オ 新製品の研究開発等を行う業務 カ アからオに掲げる業務のほか、市長が認める業務</p>	<p>(第1)情報通信産業等</p> <p>【通信回線使用料及び不動産賃借料】 補助率1/2以内。 補助限度額2,500万円以内。 操業開始から3年以内。</p> <p>【従業員の新規雇用に要する経費】 補助率1/2以内。(従業員1人あたり) 補助限度額30万円。(従業員1人あたり)</p> <p>適用期間は操業開始から3年以内。(1人あたり1回限り)</p> <p>1年間の雇用実績を有し、その間継続して本市に住所を有した雇用保険法の被保険者になっている者に限る。</p> <p>(第2)サテライトオフィス</p> <p>【通信回線使用料及び不動産賃借料】 補助率2/3以内。 上限額年200万円、下限額年120万円。 操業開始から3年以内。</p> <p>【通信回線、建屋の改修】 補助率2/3以内。 上限額2,000万円、下限額年200万円。 事務所の開設に関する協定等が本市と企業で締結された日から操業開始半年以内</p> <p>【動産・付属物の撤去費、高圧受電設備の設置費、上下水道施設の改修費、建物内</p>

		<p>のクリーニング費、消防設備・防火設備・昇降機の点検及び修理費】</p> <p>補助率 10/10 以内。</p> <p>上限額 1,000 万円。</p> <p>事務所の開設に関する協定等が本市と企業で締結された日から操業開始半年以内。</p> <p>市長が特に必要と認めた公共施設に限る。</p>
--	--	--

35213

山口県

美祢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
50,000 (中小企業 5,000) (市内中小企業 3,000)	新規雇用 15 (中小企業5) (市内中小企業3)	課税免除	固定資産税 及び 都市計画税	3年度間
山口県企業立地促進基本計画における本市の集積区域内で、集積業種に属する事業において、以下の規模で対象施設の新增設等を行う事業所が「企業立地計画」を作成し、県の承認を受けた場合 最低取得価格 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般:20,000 超 ② 農林漁業関連:5,000 超	—	課税免除	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
① 製造の事業、ソフトウェア業、旅館業 ② 家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美祢市企業立地奨励条例	H20.3 (H25.6 改正)	○雇用奨励金 1 特定事業 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告業、デザイン業、自然科学研究所及び旅館・ホテル業、産業構造の高度化、多角化等に寄与すると認める事業 2 事業所の設置 ① 市内に事業所を有しない者が市内に事業	○雇用奨励金 ・雇用奨励金 新たに雇用する常用雇用従業員 (市外事業所からの配置転換者を含む)1人につき20万円 ・500人を限度(中小企業者又は市内中小企業者300人) ※操業開始日等の日から起算して3年を経過した日の前日までの間に1年以上雇用していること

		<p>者を新設、又は移設する場合</p> <p>②市内に事業所を有する者が市内に事業所を新設、増設又は移設する場合</p> <p>3 投下固定資産総額 固定資産の取得価格の合計額)が5億円以上 (中小企業者 5,000 万円以上(市内地元中小企業者 3,000 万円以上))であること</p> <p>4 新規常用雇用従業員(市外事業所からの配置転換者を含む) 15 人以上(中小企業者5人以上(市内中小企業者3人以上))であること</p> <p>5 その他 本市税を完納していること</p>	
--	--	---	--

35215

山口県

周南市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
<p>1.地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例に基づく制度</p> <p>※地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和4年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの</p>	<p>新規雇用 5 (中小企業2)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型/拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p>	<p>固定資産税の 一定割合</p>	<p>3年度間</p>
<p>2.生産性向上特別措置法による償却資産の特例</p> <p>生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>※対象設備… 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物附属設備、事業用家屋(取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの)、構築物</p>		<p>課税標準ゼロ</p>	<p>固定資産税(償却資産が対象)</p>	<p>3年間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
周南市企業立地促進条例	H31.4 (改正)	<p>●事業所等設置奨励金・雇用奨励金・研究者集積奨励金</p> <p>1 対象事業</p> <p>(1)製造業</p> <p>(2)物流業(製造業と密接に関連する事業に限る)</p> <p>(3)重点立地促進事業</p> <p>①製造業における研究開発事業</p> <p>②水素関連事業</p> <p>③医療関連事業</p> <p>④環境エネルギー関連事業</p> <p>⑤バイオ関連事業</p> <p>⑥ヘルスケア関連事業</p> <p>2 新設、増設、更新の内容</p> <p>(1)新設:市外企業の新規立地など</p> <p>(2)増設:市内企業の設備、装置等の拡張など</p> <p>(3)更新:市内企業の設備、装置等の更新など</p> <p>※「新設」の場合、新規雇用者が10人以上(中小企業の場合は3人以上)</p> <p>※「更新」の場合、生産量若しくは取扱量の増強または生産製品若しくは取扱製品の高付加価値化かつ環境負荷の軽減が条件</p> <p>3 資本投下額</p> <p>(1)製造業又は物流業</p> <p>①大企業 5億円(2億5,000万円)</p> <p>②中小企業 2,000万円(1,000万円)</p> <p>(2)重点立地促進事業</p> <p>①大企業 1億円(5,000万円)</p> <p>②中小企業 2,000万円(1,000万円)</p> <p>※資本投下の額の内建物と償却資産との取得額の合計額が()内の金額以上であること</p>	<p>●事業所等設置奨励金</p> <p>◇新設、増設等に係る固定資産税相当額を以下のとおり交付</p> <p>①大企業 1/2相当額を2年間 限度額:総額3億円</p> <p>※営業開始日前3年以内に5,000㎡以上の土地取得を行った事業所等は10分の6相当額を2年間</p> <p>②中小企業 相当額、3年間 限度額:総額1億円</p> <p>●雇用奨励金</p> <p>◇新設・増設等に伴い本市の住民(雇用にあたり転入した者を含む)を新規に1年以上雇用した場合、1人につき20万円を1回に限り交付</p> <p>・限度額:2,000万円</p> <p>・新規雇用従業員が障害者の場合、1人につき10万円を加算し、3年間交付</p> <p>・新規雇用従業員は営業開始日の1年前から営業開始日の2年後までの間に雇用したものであること</p> <p>●研究者集積奨励金</p> <p>◇研究所の新設、増設等に伴い本市に転入する研究者(新規雇用を含む)が1年以上研究開発に専従した場合、研究者1人につき50万円を1回に限り交付</p> <p>・限度額:5,000万円</p> <p>・研究者は、営業開始日の1年前から営業開始日の2年後までの間に異動(新規雇用を含む)したものであること</p>
周南市本社機能移転等促進補助金交付要綱	R2.7 (改正)	<p>●雇用奨励補助金・本社建物等整備奨励補助金・移転等賃借料奨励補助金</p> <p>1 対象者</p> <p>法人又は個人事業者(風俗営業又は性風俗関連</p>	<p>●雇用奨励補助金</p> <p>本市に転入する常用雇用者及び新規常用雇用者(本市に住所を有する者に限る)1人あたり50万円を交付。ただし、</p>

		<p>特殊営業に該当する事業者を除く)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1)拡充型 市内で本社機能業務を新設又は拡大する事業</p> <p>(2)移転型 東京23区から本社機能業務を移転する事業</p> <p>※本社機能・・・企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、情報処理、研究開発及び人材育成を行う機能。製造機能や営業及び販売機能等は含まない。</p> <p>3 事業要件 本社機能の移転・拡充に伴い、市内の本社機能に従事する従業員が10人以上(中小企業は5人以上)増加すること。</p>	<p>市内に転入する常用雇用者が東京23区からの場合は20万円を加算。 (限度額:1社あたり7,000万円) ※上記常用雇用者純増を1年間継続した後には交付</p> <p>●本社建物等整備奨励補助金 本社建物等の新設・増設等に係る固定資産税相当額を以下のとおり交付</p> <p>◇大企業 1/2 相当額を2年間(限度額なし) ※投下固定資産総額が2,000万円以上かつ建物・償却資産の取得額合計が1,000万円以上である場合に限る</p> <p>◇中小企業 相当額を3年間(限度額なし) ※投下固定資産総額が1,000万円以上かつ建物・償却資産の取得額合計が500万円以上である場合に限る</p> <p>●移転等賃借料奨励補助金 本社機能の拡充・移転に伴い賃借する土地・建物の賃借料の1/2を3年間交付(限度額:150万円/年、ただし移転型の場合は200万円/年) ※賃貸借契約者間に資本上の親子関係が存在しない場合に限る ※既存市制度の重複補助はなし</p>
<p>周南市まちなかオフィス立地推進事業補助金交付要綱</p>	<p>H28.4 (改正)</p>	<p>●まちなかオフィス立地促進事業補助金</p> <p>1 指定業種を営む事業者 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、金融業、保険業(貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を除く)、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業のうち旅行業、冠婚葬祭業、教育、学習支援業のうちその他の教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業(政治・経済・文化団体、宗</p>	<p>●オフィス設置奨励金</p> <p>①補助率 ・新設オフィスの賃借料1/2以内 ・限度額:150万円/年</p> <p>②対象期間 オフィスの開設日の属する月の翌月から3年間</p> <p>③対象経費 ・オフィスの賃借に要した経費 ・オフィス業務に必要な2台分までの駐</p>

		<p>教、その他サービス業、外国公務を除く)</p> <p>2 補助対象地域(徳山駅を中心とした特定地域)の物件を賃貸借契約し、オフィスを新規開設すること</p> <p>3 オフィス開設日時点で、新設オフィスで雇用している従業員が3名以上であること</p> <p>ただし、新規創業者または情報通信業などの一部の事業者については、一定の要件を満たせば、従業員要件は不要</p> <p>4 事業者が自らの事業に係る事務処理業務等を行うための床面積が、新設オフィス賃借面積の 1/2 以上であること</p> <p>5 市税の滞納がないこと</p> <p>6 公序良俗に反する事業を営んでいないこと又はそのおそれのないこと</p>	<p>車場の賃借に要した経費</p> <p>●地元雇用奨励金</p> <p>①補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者1人あたり 20 万円 ・限度額:200 万円、初年度限り <p>②対象者</p> <p>従業員のうち、オフィス開設日の前後2か月以内に新規に雇用し、補助金交付申請書の提出日まで1年以上継続して雇用され、かつ、その間継続して本市に住所を有する者</p>
<p>周南市情報・通信産業等支援補助金交付要綱</p>	<p>H29.11</p>	<p>(補助対象要件等)</p> <p>次の各号に定める要件を全て満たす事業者</p> <p>(1) 事業所の新規開設(市内事業所の移転等は除く。)であること。</p> <p>(2) 新規開設時の雇用従業員のうち、本格操業開始後1年間の雇用実績があり、かつ、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者になっている者が5人以上であり、その後もその条件が維持されること。</p> <p>(3) 次条第2項に規定する事業者認定の決定から、概ね6月以内に本格操業を開始できること。</p> <p>(4) 交付申請時において、都市機能誘導区域で次に定める事業を1年以上継続して操業していること。</p> <p>ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、広告代理業、デザイン業及び自然科学研究所並びにデジタルコンテンツ業及び事務処理サービス事業の用に供する事業</p> <p>(5) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(6) 事業所の開設に当たり、本市の他の条例、規則、要綱その他の規程による補助金等の交付を受</p>	<p>(1) 通信回線使用料に係る経費</p> <p>2分の1以内の額</p> <p>本格操業開始後3年間</p> <p>(2) 賃借料に係る経費</p> <p>①事業所賃借料</p> <p>②駐車場賃借料(業務に必要な2台分まで)</p> <p>2分の1以内の額</p> <p>本格操業開始後3年間</p> <p>(3) 研修に係る経費</p> <p>研修受講料、試験料、旅費、講師招聘費用等の研修に係る経費</p> <p>2分の1以内の額</p> <p>新規開設1年間</p> <p>ただし、補助金の交付は新規開設の初年度1回のみとし、100 万円を限度とする。</p> <p>上記(1)から(3)までの補助金の計は1年間当たり2,000 万円とする。</p>

		<p>けていないこと。</p>	<p>(4)新規雇用従業員に係る経費(人件費)</p> <p>新規雇用従業員数に 30 万円以内(非正規従業員は 15 万円以内)を乗じて得た額。ただし、同一の新規雇用従業員に対する補助金の交付は1回限りとし、1年間の補助金額は 3,000 万円を限度とする。</p> <p>本格操業開始後3年間</p>
--	--	-----------------	--

35216

山口県

山陽小野田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ⑮ 一般:1億円以上 ⑯ 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和4年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降2年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業2)	課税免除及び不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.00/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税の一定割合	3年度間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器	—	課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間

具備品、建物付属設備、事業用家屋(取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの)、構築物(旧モデル比で生産性が年1%以上向上するもの)				
--	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山陽小野田市工場設置奨励条例	H17.3	○工場設置奨励金・雇用奨励金 ※対象業種(各奨励金共通) 製造業、ガス業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、情報処理・提供サービス業、自然科学研究所 (※小野田・楠企業団地に限り、製造業、電気、ガス・熱供給、水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、学術研究、専門技術サービス業) ①本市に工場を有しない者が、工場適地等に工場を設置する場合 ②市内に工場を有する者が、既存工場の生産活動を継続し、かつ常時使用する従業員として、新たに操業開始時に10人以上(中小企業5人以上)雇用する工場を工場適地に設置する場合 ③市内に工場を有する者が、既存工場の全部を閉鎖して新たに工場適地に工場を設置する場合 ※上記のいずれかに該当し、かつ投下固定資産総額が3億円以上(中小企業は5,000万円以上)で市長が指定した者	○工場設置奨励金 ①奨励金額 対象工場に係る固定資産税額の一部相当額分を3年間 ②限度額 各年度1億円
		○雇用奨励金 ①奨励金額 市内に住所を有する常用雇用従業員1人につき20万円(帰市就職者については20万円を加算) ②限度額 500人(中小企業は200人)	
		○用地取得奨励金 工場設置奨励金の要件に次の要件を加える ④小野田・楠企業団地に工場用地を取得し、土地取得から3年以内に工場の操業を開始し、かつ、取得代金を完納すること	○用地取得奨励金 ①奨励金額 用地取得額に40/100を乗じて得た額以内の額 ②限度額 なし
		○従業員住宅新設奨励金 工場設置奨励金の要件に次の要件を加える ⑤操業開始日前1年間から開始日後3年までの間に、市内の一団の土地に6戸以上従業員住宅を新設すること	従業員住宅新設奨励金 ①奨励金額 対象住宅に係る固定資産税額分を3年間

山陽小野田市工場設置資金融資条例	H17.3	<p>○工場設置資金融資</p> <p>工場設置奨励条例に規定する指定事業者で次の要件を備えていること</p> <p>①市税等を完納していること</p> <p>②事業計画が妥当で、貸付金の返済能力があると認められること</p> <p>③銀行取引停止処分を受けていないもの</p>	<p>○工場設置資金融資</p> <p>◇融資条件</p> <p>限度額 5,000万円以内</p> <p>利率 年2.2%</p> <p>期間 10年以内(据置2年)</p> <p>返済方法 原則月賦償還</p> <p>担保及び保証人</p> <p>貸付金融機関所定の方法</p>
------------------	-------	---	---

山口県

周防大島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
町内全域 ①製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700 万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
情島、浮島、前島、笠佐島(離島振興) ①製造の事業、旅館業、農林水産物等販売業、 情報サービス業等 ②対象資産の取得価格 ○製造業、旅館業 〈資本金〉 〈取得価額〉 5,000 万円以下 500 万円以上 5,000 万円超～1億円以下 1,000 万円以上 1億円超 2,000 万円以上 ○農林水産物等販売業、情報サービス業等 ・500 万円以上 ・既存設備の取替・更新のための新增設は、 生産能力などが概ね 30%以上増加するもの	—	課税免除 (離島振興法)	固定資産税	3年間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 4 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降 2 年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの	新規雇用5 (中小企業2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.467/100 3年度 0.933/100	固定資産税の一 定割合	3年間
町内全域	—	不均一課税	固定資産税の一	3年間

<p>①製造の事業、旅館業、農林水産物等販売業、 情報サービス業等</p> <p>②対象資産の取得価格</p> <p>○製造業、旅館業</p> <p> <資本金> <取得価額></p> <p>1,000 万円以下 → 500 万円以上</p> <p>1,000 万円超～5,000 万円以下 → 1,000 万円 以上</p> <p>5,000 万円超 → 2,000 万円以上</p> <p>○農林水産物等販売業、情報サービス業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500 万円以上 ・既存設備の取替・更新のための新增設は、生 産能力などが概ね 30%以上増加するもの 		<p>(半島振興法)</p> <p>初年度 5/100 2年度 25/100 3年度 50/100</p>	<p>定割合</p>	
--	--	---	------------	--

35321

山口県

和木町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業小規模事業者等の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合	—	課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間
対象設備 機械装置、測定工具及び検査工具、 器具備品、建物付属設備				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
和木町工場設置奨励条例	H10.12	○工場設置奨励金 工場… の製造加工又は修理の事業の用に供するために必要な施設 ①投下固定資産の総額が5億円(中小企業は5,000万円)以上 ②増加する常用従業員の雇用が25人(中小企業者は2人)以上	○工場設置奨励金 固定資産税相当額の範囲内(3年度間の合計額は1億円を限度)
和木町創業支援事業補助金交付要綱	H28.2	1 空き店舗等の建物内において事業の主要業務を行うこと 2 小売業、飲食業、サービス業、その他集客が見込まれ 町のにぎわい創出及びイメージアップにつながる業種であること 3 開業後、速やかに和木町商工会に加入すること	○創業支援事業補助金 改装工事費及び設備・器具・備品購入費経費の1/2以内 上限50万円 開業支援金 一律5万円 事業用施設に係る土地及び建物の賃借料 賃借料の1/2以内 月額上限5万円(6か月以上継続事業者に対し、2年間の補助を行う)

35341

山口県

上関町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員(人以上)			
①製造の事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端 設備等導入計画」の認定を受けた中小企 業者の設備投資であって、一定の要件を 満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工 具)、器具備品、建物付属設備	—	課税標準 ゼロ (生産性向上特 別措置法)	固定資産税 (償却資産が対 象)	3年度間

35343

山口県

田布施町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合	—	課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間
対象設備 機械及び装置、器具及び備品、工具(測定工具及び検査工具)、建物付属設備、ソフトウェア				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
田布施町企業立地促進条例	H19.3	<p>○企業立地奨励金</p> <p>1 対象事業(風俗営業に類するものを除く)</p> <p>・製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、宿泊業(風俗関連営業に係るものを除く)、学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>2 事業所の設置</p> <p>①新設</p> <p>②増設(事業規模の拡大を目的とし、新規雇用従業員5名以上)</p> <p>③移転(新規雇用従業員1名以上)</p> <p>※事業所とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。</p> <p>※新規雇用従業員</p> <p>・新事業所の操業開始前1年から操業開始後6月までの間に雇用され、雇用時から引き続き本町に在住(外国人を除く)</p> <p>・雇用時の年齢が満40歳未満</p> <p>3 投下固定資産総額(賃貸・リース含む)</p>	<p>○企業立地奨励金</p> <p>適用事業所の設置のために取得した固定資産に賦課される固定資産税相当額</p> <p>基準年度から3年度間</p> <p>※ただし、次の要件を満たす場合には5年度間(4年度目以降は半額)</p> <p>・対象業種…製造業</p> <p>・立地形態…新設・増設</p> <p>・投下固定資産投資総額…1億円以上、かつ建物及び償却資産の合計が5,000万円以上</p> <p>・立地場所…工場適地</p> <p>・新規雇用従業員…30人以上</p>

		・総額 5,000 万円以上、かつ建物及び償却資産の合計が 2,000 万円以上	
--	--	--	--

35344

山口県

平生町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
町内全域(半島振興対策実施地域) ①製造の事業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業 ②資本金 ・1,000万円以下 500万円以上 ・1,000万円超～ 5,000万円以下 1,000万円以上 ・5,000万円超 2,000万円以上	—	不均一課税 (半島振興法) 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税 の一定割合	3年間
佐合島(離島振興対策実施地域) ①製造の事業、旅館業 ②資本金 ・5,000万円以下 500万円以上 ・5,000万円超 ～1億円以下 1,000万円以上 ・1億円超 2,000万円以上	—	不均一課税 (離島振興法) 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税 の一定割合	3年間
①農林水産物等販売業、情報サービス 業 ②資本金 500万円以上				
地域再生法の認定を受けた地域再生計 画に規定する地方活力向上地域内にお いて、令和4年3月31日までの間に、 特定業務施設整備計画の認定を受けた 事業者で、認定を受けた日からその翌日 以降2年を経過するまでの間に特別償 却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に 供する減価償却資産で取得価額の合計 が3,800万円(中小企業1,900万円)以 上のもの	新規雇用5 (中小企業2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.07/100 2年度 0.462/10 0 3年度 0.924/100	固定資産税の 一定割合	3年間

<p>生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合(一部の太陽光発電設備を除く)</p> <p>対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備</p>	<p>—</p>	<p>課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)</p>	<p>固定資産税 (償却資産が対象)</p>	<p>3年度間</p>
---	----------	--------------------------------	----------------------------	-------------

35502

山口県

阿武町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
1,500 万円超	5	課税免除	固定資産税	当初3年間
1,500 万円以下	10		固定資産税の 1/2	以降2年間
①製造の事業、ソフトウェア業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700 万円超	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業等が生産性を向上するための設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 1)旧モデル比で生産性が平均1%以上向上するもの 2)経営産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める設備機械及び装置(160万円以上/10年以内) 測定工具(30万円以上/5年以内) 器具備品(30万円以上/6年以内) 建物付属設備(60万円/14年以内)		課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税(償却資産)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
阿武町中小企業 長期安定資金融 資保証	H31.4	中小企業信用保険法第2条第3項に規定する従業員が20人以下の事業者であって、かつ、中小企業信用保険の対象業種を営む者で、下記のいずれかに該当する者	以下の融資資金の保証料を融資する。 ○融資資金の対象 ア 運転資金

		<p>①町内において新たに事業を開始しようとする中小企業者であって、当該中小企業者が作成する事業計画書等に基づき、今後の事業計画等が適切で、かつ、概ね1月以内に事業所を有し、かつ、事業を開始することが明らかであると認められる者</p> <p>②町内に主たる事業所を有し、開業してからの期間が3年未満の中小企業者で、当該中小企業者が作成する事業計画書等に基づき、今後の事業計画が適切であると認められる者</p>	<p>イ 設備資金</p> <p>○保証融資限度額 1企業あたり 1,000万円以内</p> <p>○貸付期間</p> <p>ア 運転資金 5年以内</p> <p>イ 設備資金 7年以内</p> <p>ウ 運転・設備資金 7年以内</p> <p>○貸付利率 年 1.5%</p> <p>○保証料率 山口県信用保証協会の定める保険料率</p>
--	--	--	--